

上 場 規 程

有価証券上場規程	1
有価証券上場規程の取扱い要領	1
別添1「上場申請の不受理に関する「重要な影響」について」	5 3
別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」	5 5
退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例	5 7
有価証券上場規程別表	5 9
有価証券上場規程別表取扱い要領	5 9
【参考】	
年賦課金早見表（株券）	6 8

有価証券上場規程

(実施)36.10.2
 (変更)39.12.1 40.12.20 12.10.14 43.5.1
 46.7.1 46.10.1 46.10.28 47.12.1
 50.5.31 50.12.1 51.7.1 51.11.20
 52.4.1 52.9.30 53.6.1 57.10.1
 58.11.1 59.12.1 61.11.1 63.6.1
 63.10.1 2.12.1 3.4.1 4.7.1
 5.4.1 6.2.10 6.10.1 7.6.1
 8.1.1 8.4.1 9.1.1 9.6.1
 9.10.1 10.1.1 10.6.22 10.12.1
 11.3.1 11.8.1 11.9.1 12.3.1
 12.4.7 12.7.1 13.1.6 13.4.1
 13.7.10 13.10.1 14.4.1 15.1.1
 15.1.14 15.2.10 15.4.1 15.5.8
 16.9.1 17.2.1 17.4.1 17.12.8
 18.3.1 18.5.1 18.11.1 18.12.22
 19.9.30 20.4.1 20.6.1 21.1.5
 21.11.9 22.3.4 22.6.30 22.7.30
 24.4.1 24.6.1 24.12.1 26.4.1
 26.7.1 26.11.28 27.5.1 27.6.1
 30.3.31 30.4.2

(目的)

第1条 この規程は、業務規程第1条第3項の規定に基づき、有価証券の上場、上場有価証券の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する事項は、有価証券上場規程をもって定める。

(アンビシャス)

第1条の2 本所は、本所の市場において、成長性が見込まれる企業の資金調達を容易にし、もって地域経済の活性化に資するとともに、投資者に新たな投資機会を提供することを目的として、成長企業の有価証券に係る上場制度を設ける。

2 前項に定める上場制度に基づき上場する有価証券に係る市場は、アンビシャスと称する。

(申請による上場)

第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。

2 本所に上場している株券の発行者（以下「上場会社」という。）が行う新設合併、株式移転又は新設分割（本所が定めるものに限る。）によって設立される会社が発行する有価証券については、その設立

有価証券上場規程に関する取扱い要領

(制定)37.12.1
 (変更)38.10.1 40.1.4 40.12.20 41.4.1
 41.12.24 42.3.1 43.5.1 45.3.1
 45.11.20 46.7.1 46.10.1 46.10.28
 47.12.1 50.5.31 50.12.1 51.9.27
 51.11.20 52.3.31 52.4.1 52.9.30
 53.6.1 56.10.12 57.5.1 57.10.1
 58.1.4 58.11.1 59.12.3 60.12.2
 62.5.20 63.6.1 63.10.1 1.4.1
 3.3.1 4.7.1 5.4.1 5.8.10
 6.2.10 6.10.1 7.7.1 8.1.1
 8.4.1 9.1.1 9.6.1 9.10.1
 10.1.1 10.3.1 10.4.1 10.12.1
 11.3.1 11.7.1 11.8.1 11.9.1
 11.11.10 12.3.1 12.4.7 12.7.1
 13.1.6 13.4.1 13.7.10 13.10.1
 14.2.1 14.4.1 14.6.25 15.1.1
 15.1.14 15.2.10 15.5.8 16.9.1
 16.10.1 16.12.13 17.2.1 17.4.1
 17.9.30 17.12.8 18.3.1 18.5.1
 18.11.1 18.12.22 19.7.1 19.9.30
 20.4.1 20.6.1 21.1.5 21.11.9
 22.3.4 22.6.30 24.4.1 24.5.10
 24.6.1 24.10.1 25.9.13 26.4.1
 26.5.31 26.11.28 27.2.13 27.4.1
 27.5.1 27.6.1 28.4.1 30.3.31

この要領は、有価証券上場規程の解釈、運用などの事務取扱いの要領を定めることを目的とする。

1. 第2条（申請による上場）関係

(1) 第1項の上場申請に係る株券の取扱いについては、次のa及びbに定めるところによる。

a 上場申請に係る株券は、原則として、単一銘柄

上場規程 2

前（当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。）においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

柄であり、かつ、その上場申請に係る株券の数がその発行済株式数と同数であることを要する。

b 上場申請に係る株券の発行済株式のうち、一部に上場に適さない株式があると認めた場合には、上場に適さない株式を除く発行済株式について上場を認めることができるものとし、この場合において、上場株式数が上場申請に係る株式の発行済株式総数の 50%以上であることを要する。

(2) 第2項に規定する「本所が定めるもの」とは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次に掲げるものをいう。

a 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第6条第2項第1号に該当する新設合併

b 株券上場審査基準第4条第2項第2号又は第6条第2項第2号に該当する株式移転

c 人的分割である新設分割

(3) 第2項の規定に基づき設立前に上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の納入等については、当該設立前の期間においては当該上場会社が行うものとし、設立後は当該有価証券の発行者である設立された会社が行うものとする。このほか、上場申請手続きその他の規定の適用に必要な事項は、本所がその都度定める。

3 前2項の規定は、国債証券及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第125条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。

第2章 有価証券の新規上場

（新規上場申請手続）

第3条 新規上場申請者（本所に¹有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係

(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは

- 発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。
- (1) 商号
- (2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数、単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額。
- (3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券（預託証券を除く。）の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (4) 上場申請に係る有価証券及び新規上場申請者が発行者であるその他の有価証券の発行登録の内容
- (5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券の公募（一般募集による株券の発行又は処分をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行うときは、その内容
- (6) アンビシャスへの上場を申請する場合には、その旨
- (7) 上場申請に係る株券についての指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替
- (2) 第2号に規定する発行数については、次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する場合は、この限りでない。
- a 新規上場申請者が所有する自己株式の数
- b 自己株式取得決議を行った場合には、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数及び取得した自己株式の数
- c 自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る自己株式の数及び処分又は交付した自己株式の数
- d 自己株式消却決議を行った場合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式の数
- (3) 新規上場申請者は、上場申請日前に他の種類の株式への転換（株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式の発行を行っている場合、新株予約権の発行を行っている場合又はこれらに類するものの発行若しくは付与を行っている場合には、上場申請にかかる株券は、原則として、当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は当該新株予約権の行使等によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。
- (4) 第4号の規定により「発行登録の内容」を記載した場合には、発行登録書の写し（訂正発行登録書の写しを含む。）を提出するものとする。
- (5) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の金融商品取引所の規則に定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。
- (6) 第7号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とす

に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する事項

(8) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

(2) 新規上場申請者の登記事項証明書

(3) 定款

(4) 新規上場申請者の商号、その属する企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。）第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。）及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」

2 部

る。

2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係

(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第8条第2項第1号に規定する「第2号の4様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請

者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項第1号に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

- b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは株券上場審査基準第4条第2項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第3号に規定する「第2号の6様式」（「第二部」、「第三部」及び「第五部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第2号の6様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。
- bの2 最近2年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度

(直前連結会計年度を除く。)に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

c 新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、a及びbの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」は、株券上場審査基準第6条第1項第1号aに規定する株券の公募又は売出しに係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。

d 新規上場申請者(アンビシャスへの新規上場申請者を除く。以下このd及び次のdの2において同じ。)が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合((a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が行っている場合を含む。)は、a及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類(当該「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

(a) 合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第2項第1号に該当する合併を除く。(4)f及びgの(a)並びに10.aにおいて同じ。)

合併当事会社(新規上場申請者及びその子会社を除く。(4)f及びgの(a)において同じ。)に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等(連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難である

と認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

- (b) 子会社化（他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）又は非子会社化（他の会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

- dの2 新規上場申請者が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合（当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。）又は持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第5項第1号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして本所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。）になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」のうち当該合併以前の期間又は持株会社になる前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社（当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社その他の本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）又は持株会社になった日のすべての子会社（持株会社になった日の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社その他の本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）に

- (5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議をいう。）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）をいう。）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）ただし、アンビシャスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「アンビシャスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。
- (6) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないこ

ついても記載するものとする。

- (注) d及びdの2の規定については、本所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併より解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。
- e 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」は、本所が定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領」により作成するものとする。

とを示す確認書」

(7) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の会員（会員に準ずるものとして本所が適当と認める非会員金融商品取引業者を含む。以下「幹事会員」という。）が作成した本所所定の推薦書

(2) 第7号に規定する「会員に準ずるものとして本所が適当と認める非会員金融商品取引業者」とは、次のa又はbに定める金融商品取引業者をいうものとする。

- a 会員が持株会社である親会社を有する場合において、当該会員と同一の持株会社の子会社である金融商品取引業者
- b 会員の親会社及び子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社及び子会社をいう。）である金融商品取引業者

(3) 新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、当該新規上場申請者の幹事金融商品取引業者は、第7号に規定する推薦書に、当該新規上場申請者（その企業グループを含む。）が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨及びその理由（成長性に関する事項という。以下同じ）について記載するものとする。ただし、最近2年間における営業利益が5,000万円以上ある場合は、成長性に関する事項についての記載は要しない。

(7)の2 アンビシャスへの新規上場申請者が、北海道に本店又は主要事業所等を有しない場合には、北海道における事業活動及び事業計画の状況等、北海道との関連性を記載した書面

(7)の3 幹事会員が作成した公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面

(8) アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、当該新規上場申請者が上場申請に係る有価証券の上場の日以後3年間において年1回以上、当該有価証券に対する投資に関する説明会を開催することについて確約した書面

(8)の2 新規上場申請に係る株券について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第12条の5第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面

(9) その他本所が必要と認める書類

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。

- a 削除
- b 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規則の写し
- c 最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知及びその添付書類の写し
- cの2 新規上場申請者の企業グループ(株券上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。)の主要な事業活動の前提となる事項(主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約(以下このcの2において「許認可等」という。)をいう。以下このcの2において同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書面
 - (a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項
 - (b) 該許認可等の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限
 - (c) 当該許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由
 - (d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨
- d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類(2.(1)dの規定により「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載されるものを除く。」)
- dの2 新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社(当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する事業に係る財務計算に関する書類 2部
- e 新規上場申請者が、会社の分割等により他の

- 会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等 各2部
- eの2 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間における譲受の対象となる部門に係る財務計算に関する書類 各2部
- eの3 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等 各2部
- f 新規上場申請者又はその子会社が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載又は添付されるもの及び本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。 各2部
- g 新規上場申請者が、最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる行為((a)、(b)及び(d)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。)を行っている場合（当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。）には、当該(a)から(d)までに定める書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。） 2部
- (a) 合併
- 合併当事会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「上場申請のための被合併会社等の概要書」
- (b) 会社の分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の分割を除く。10. aにおいて同じ。）

分割により承継される事業の概況及び分割の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための会社分割概要書」

(c) 子会社化又は非子会社化

子会社化又は非子会社化に係る異動子会社の概況及び異動の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための異動子会社に関する概要書」

(d) 事業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。10. a において同じ。）

譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した本所所定の「上場申請のための事業の譲受け（又は譲渡）概要書」

(注) d から g までの規定については、本所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

h 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、特別利害関係者の一覧表

i 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、人的関係会社（上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第5条第4項に規定する「人的関係会社」をいう。）及び資本的関係会社（上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第5条第5項に規定する「資本的関係会社」をいう。）の一覧表及び当該人的関係会社及び資本的関係会社の役員名簿

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第151条第1項又は第8項の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき振替機関（振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。）が総株主通知の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準日となる日を含む。以下「基準日等」という。）

における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び流通株式数について株券上場審査基準の取扱い2. (1) b及びdに定めるところにより取り扱うとき並びに上場申請に係る株券の公募又は売出しについて同取扱い2. (2)に定めるところにより取り扱うときは、提出を要しないものとする。

k 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、従業員名簿

l 削除

m 株券上場審査基準第4条第1項第10号に規定する株式事務代行機関の設置を証する書面の写し

mの2 上場申請に係る株券が国内の金融商品取引所に上場されている株券以外の株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

n 上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合は、当該分割に係る会社法第794条第1項又は会社法第803条第1項に規定する書面の写し

nの2 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類

(a) 最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会（保険業法に規定する社員総会又は総代会をいう。以下同じ。）の招集通知及びその添付書類の写し

(b) 相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び組織変更後の株式会社の定款

(c) 保険業法第87条第1項に規定する書類の写し

nの3 新規上場申請者が指名委員会等設置会社であって、会社法第416条第4項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面

nの4 新規上場申請者が監査等委員会設置会社であって、会社法第399条の13第5項に基

づき取締役委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面

nの5 新規上場申請者が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあつては、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあつては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合（上場後最初に到来する事業年度の末日において親会社等を有しないこととなる見込がある場合を除く。）には、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る直前の決算の内容を記載した書面。ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合を除く。

(a) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合

(b) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者であり、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合

o アンビシャスへの新規上場申請者は、次の書類

(a) 新規上場申請者に係る次に掲げる事項を記載した書類（当該事項について記載された既存の書類がある場合には、当該書類をもって代えることができる。）

イ 事業の内容

ロ 今後の事業計画

ハ 特別利害関係者との取引の内容

ニ 業界及び取引先の状況

(b) 最近2年間における連結子会社に関する決算報告書

(c) 最近1年間に合併を行っている場合には、当該期間内に終了する事業年度における被合併会社の財務諸表等（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

(d) 株券上場審査基準第6条第1項第1号aただし書の規定の適用を受ける場合は、上場

申請に係る株券の評価額に関する資料

p 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の(3)に定める支配株主等に関する事項を記載した書面(上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)

(5) (1) d及び(4) gに規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号及び第8号の2に掲げる書類

b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日(有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。以下同じ。))である新規上場申請者にあつては上場後最初に到来する株主基準日)までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

c その他本所が必要と認める書類

3. 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、2.(2) aからeまでの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類

b 2.(4) b及び1からmまでに規定する書類

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度(当該上場会社が

(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者

- a 前項第1号から第5号及び第8号の2に掲げる書類
- b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である新規上場申請者にあつては上場後最初に到来する株主基準日）までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」
- c その他本所が必要と認める書類

連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度)における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

- d 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと思込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面(当該新規上場申請者が、同bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

- a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類
- b 2.(4)b及び1からmまでに規定する書類
- c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度)における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関

する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

d 株券上場審査基準第6条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

4 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前2項に定める添付書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 取締役会又は株主総会を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったとみなされる場合を含み、監査等委員会設置会社にあつては、

4. 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会の決議又は取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等の決議又は執行役の

監査等委員会を開催した場合又は取締役の決定があった場合を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。以下同じ。）を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

(2) 経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合には、その報告書

(3) 内閣総理大臣等に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

- a 有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

- a 発行登録書（訂正発行登録書を含む。）及びその添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
- b 発行登録効力発生通知書
- c 発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
- d 発行登録取下届出書

決定を含む。）に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2 第1号に規定する「執行役の決定」には、日常業務等の決定を含まないものとする。

(2) 第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号、第4号及び第5号並びに第2項に規定する場合をいうものとする。

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

a から c までに規定する書類については各 2 部、d から g までに規定する書類については各 1 部。

- a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
- b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）
- c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）
- d 臨時報告書（訂正臨時報告書を含む。）
- e 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
- f 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）
- g 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）
- h 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書
- i 内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）

(6) 新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出された場合には、当該提出者から送付を受けた書類の写し

- a 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）
- b 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書

(7) 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）の写しの送付を受けた場合には、その写し

(8) 相互会社（保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に規定する相互会社をいう。）から株式会社への組織変更を行う場合には、本所が必要と認める書類

(3) 第 8 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次の a 及び b に掲げる書類をいうものとし、当該 a 又は b に定めるところに従い本所に提出するものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し

開催後遅滞なく

b 相互会社から株式会社への組織変更について内閣総理大臣等の認可を受けたことを証する書面

認可を受けた後遅滞なく

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

(2) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(3) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(4) 第1号から第3号の規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合

第1号から第3号までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表。

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあつては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。

4. の2 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとする。

5. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

(1) 最近1年間に終了する事業年度に係る監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社にあつては中間監査を含む。以下同じ。）について、第7項に規定する「公認会計士」は2人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。

(2) 第7項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券

- (1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの
- (2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等
- (3) 有価証券上場規程に関する取扱い要領 2. (1) b の2に規定する財務諸表又は連結財務諸表
- 8 新規上場申請者は、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを

報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

- (3) 第1号の規定により本所が指定するものは、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。
- a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2. (1) d の2に規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）
- b 前aの規定にかかわらず、アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、直前事業年度及びその前の事業年度並びに直前連結会計年度及びその前の連結会計年度の財務諸表等
6. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係
第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「四半期レビュー概要書」については、次

除く。)について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」(特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。)各1部を提出するものとする。

9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所が定める財務計算に関する書類について、本所が定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

の取扱いによるものとする。

- (1) 「監査概要書」は、新規上場申請者の財務諸表と連結財務諸表の監査又は新規上場申請者のすべての財務書類の監査が同一の公認会計士又は監査法人によって併せて行われている場合には、当該財務諸表の監査に関する概要と当該連結財務諸表の監査に関する概要又は当該すべての財務書類の監査に関する概要を同一の監査概要書に併せて記載したものを提出するものとする。
 - (2) 「監査概要書」は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、「四半期レビュー概要書」は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
 - (3) 「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載する新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。
 - (4) 「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」は、前6.(2)の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。
7. 第3条(新規上場申請手続)第9項関係
- 第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。
- (1) 2.(1)dに規定する書類「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載される財務諸表等のうち2.(1)dの2に規定する合併による解散会社若しくは持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2.(5)d若

しくはfに規定する書類（fに規定する書類にあつては、合併主体会社の財務諸表等に限る。）

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併を行っている場合には合併当事会社（新規上場申請者の子会社を除く。）及び新規上場申請者）のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(2) 2.(4)dの2並びに3.(2)c及び(3)cに規定する書類

財務数値について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面

(3) 2.(4)e及びeの3に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(4) 2.(4)eの2又はgの(b)に規定する書類（承継される事業に係る財務数値に関する部分に限る。）又は同(d)に規定する書類（譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務数値に関する部分に限る。）

財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面

8. 第3条（新規上場申請手続）第10項関係

10 新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）

(2) 新規上場申請者の登記事項証明書

(3) 定款

(4) 最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表

(1) 第4号の「最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表」は、法第24条の規定による「有価証券報告書」をもって代用することができ

- (5) 最近1年間における各事業年度の事業報告書（会社法第438条第1項に基づき定時株主総会に提出された計算書類をいう。）の写し
 - (6) 上場申請日の直前の事業年度に関する定時株主総会において会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議があった場合には、その議事録の写し
- 11 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に対し、前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 12 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る有価証券の上場を承認した場合には、第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類を提出し、本所が当該有価証券の上場について公表した後、当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

るものとする。

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係
- (1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。
 - a 定款（新規上場申請者が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する相互会社である場合の当該相互会社の定款を除く。）
 - b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は2.(1)bの2若しくはdの規定により添付される書類を含む。）
 - (2) 新規上場申請者による前(1)aに掲げる書類の提出については、当該書類に記載された内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）の提出により行うものとする。
 - (3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。
 - a 前(1)に規定する書類
 - b 第5項第2号に規定する書類
 - c 第6項に規定する書類
 - d 2.(4)dからgまでに規定する書類（前7.の2の規定により添付される書類を含む。）
 - dの2 2.(4)nの2の(b)、nの4及びpに規定する書類
 - e 3.(2)aの規定により提出される書類（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）

f 4.の規定により提出される書類（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）

（上場申請に係る宣誓書）

第3条の2 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

（申請の不受理）

第4条 本所は、新規上場申請者が、本所が別に定める場合に該当するときには、上場申請を受理しないものとする。

10. 第4条（申請の不受理）関係

新規上場申請者が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日以後、同日の直前事業年度の末日から2年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第2項第1号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

（本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第4条の2 第2条第1項の規定にかかわらず、新規

10.の2 第4条の2（本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

上場申請者が次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うことができるものとする。

- (1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）
合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）
 - (2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）
当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）
- 2 前項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。
- 3 第1項の規定による本則市場への上場申請にあつては、第6条の4第1号及び第6条の5に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。
- 4 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第4条第1項の規定の適用については、同条第7号d中「新規上場申請者に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

- (1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手續きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。
- (2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。
 - a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）
 - b 次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる書類
 - (a) 合併を予定している場合
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 5.(3) e に掲げる書類
 - (b) 株式交換を予定している場合
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 5.(3) d の3 に掲げる書類
 - (c) 株式移転を予定している場合
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 5.(3) d の4 に掲げる書類
 - c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の2、2(4) b、c の2、j、1及びnの3並びに第3条第5項第3号に掲げる書類。
- (3) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第12項に規定する書類のほか、前(2) c に掲げる書類のうち、同条第2項第3号及び2.(4) n の3に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- (4) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての11.の4の規定の適用については、「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。

- (5) 第1項の規程の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い 2. の規定の適用については、2. (2) a (b)、(c)、2. (2) b (a)ロ、2. (2) b (b)ロ「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」と、同項 2. (2)b 中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と同項 2. (2) c (a)及び 2. (2) d 中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を上場申請する新規上場申請者」とする。
- (6) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い 2. (3) の規定の適用については、2. (3) a 中「発行者である新規上場申請者」とあるのは「上場申請する新規上場申請者」と、2. (3) a (a) 中「いずれか低い価格」とあるのは「いずれか低い価格を第4条の2第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」と、2. (3) b 中「株券の評価額」とあるのは「株券の評価額」を第4条の2第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」とする。
- (7) (1)から前(6)のほか、第1項に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

(アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合)

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券のアンビシャスへの上場申請を行うことができるものとする。

- (1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）
合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）
- (2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）
当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

10. の3 第4条の3（アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

- (1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。このほか、新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。
- (2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。
- a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し（会社法

- 2 前項の規定によりアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。
- 3 第1項の規定によるアンビシャスへの上場申請にあつては、第6条の4第1号及び第6条の5に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。
- 4 第1項の規定により、アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第6条第1項の適用については、同条第4号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第4条の4 上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場

第370条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

- b 次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる書類
 - (a) 合併を予定している場合
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(3)eに掲げる書類
 - (b) 株式交換を予定している場合
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(3)dの3に掲げる書類
 - (c) 株式移転を予定している場合
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(3)dの4に掲げる書類
- c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の2、2(4)b、cの2、j、1及びnの3並びに同条第5項第3号に掲げる書類。
- (3) 第1項の規定の適用を受けてアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第12項に規定する書類のほか、前(2)cに掲げる書類のうち、同条第2項第3号及び2.(4)nの3に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- (4) 第1項の規定の適用を受けてアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者についての11.の4の規定の適用については、同項中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。
- (5) 第1項の規定の適用を受けてアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い5.(1)の規定の適用については、同取扱い5.(1)中「2.(2)」とあるのは「10の2.(3)の規定により読み替えて適用する同取扱い2.(2)」とする

10の4. 第4条の4(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

- (1) 第1項の規定に基づき上場市場の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場の変更申

市場の変更申請を行うことができるものとする。

- (1) 上場市場の変更日以前に解散会社となる合併合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）
 - (2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転
当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）
- 2 前項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第 11 条の 4 第 2 項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場株券」とする。
 - 3 第 1 項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う場合にあつては、第 11 条の 4 第 3 項及び第 4 項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。
 - 4 第 1 項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての株券上場審査基準第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 4 条第 1 項」とあるのは「第 4 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用する第 4 条第 1 項」とする。
 - 5 前項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第 11 条の 4 第 2 項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場株券」とする。

（上場審査料）

第 5 条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。ただし、第 3 条第 10 項の規定に基づく新規上場申請者及び第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行うおとす日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

「請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては上場市場の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

- (2) 第 3 項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。
 - a 第 1 項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第 370 条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）
 - b 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める者について記載した第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 8 号の 2、2. (4) b、c の 2、j、1 及び n の 3 並びに同条第 5 項第 3 号に掲げる書類。
- (3) 第 1 項の規定の適用を受けて上場市場の変更申請を行う上場会社は、前(2) b に定める書類のうち、第 3 条第 2 項第 3 号及び 2. (4) n の 3 に掲げる書類を上場市場の変更前及び変更後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- (4) (1) から前(3) のほか、第 1 項に規定する場合における上場市場の変更申請の手續、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

11. 第 5 条（上場審査料）関係

- (1) 第 5 条に規定する本所が定める金額は、100 万円とする。ただし、次の a 又は b に掲げる場合には、その半額とする。
 - a 株券上場審査基準第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項に規定する上場株券に係る上場廃止日から 6 か月以内に当該新規上場申請者が発行者である有価証券の上場を申請する場合
 - b 新規上場申請者が当該上場申請より前に上

(株券の新規上場審査)

第6条 新規上場申請者から上場申請のあった株券の審査は、別添「株券上場審査基準」によるものとする。

(予備申請)

第6条の2 株券(上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。)の上場申請を行おうとする者(株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける者を除く。)は、当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、上場申請の予備的申請(以下「予備申請」という。)を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、前条に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第3条第11項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。
- 4 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を、予備申請の日に本所に納入するものとする。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第6条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。))の割当ての方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公

場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日(予備申請を行った場合にあつては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請を行う場合

- (2) 上場審査料は、消費税及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

11.の2 第6条の2(予備申請)関係

前11.(aを除く。)の規定は、第4項の予備審査料について、準用する。この場合において、同11.(aを除く。)中「新規上場申請者」とあるのは「予備申請を行う者」と、同11.b中「当該上場申請」とあるのは「当該予備申請」と、「上場申請を行う場合」とあるのは「上場申請を行おうとする場合」と読み替えるものとする。

募又は株主割当て以外の方法をいう。)による募集株式の割当等については、本所が定める規則によるものとする。

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (1) 本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」
- (2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)及び同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第6条の5 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該株券の上場を承認した場合には、当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

11.の3 第6条の4(取引所規則の遵守に関する確認書等)関係

- (1) 第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。
- (2) 第2号に規定する「本所が定める部分」とは、「上場申請のための有価証券報告書」のうちIの部をいうものとする。
- (3) 第2号に規定する「理由」の記載に当たっては同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

11.の4 第6条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係

第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(7)までに掲げる事項をいうものとする。

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報(支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。)
- (2) 「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項(企業行動規範に関する規則第5条の3に規定する基本原則を実施しない理由を含む。)
- (3) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由
- (4) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- (5) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を含む。)
- (6) 独立役員(企業行動規範に関する規則第5条の2に規定する独立役員をいう。以下同じ。)の

確保の状況（独立役員として指定する者が、次の a から j までのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。）

- a 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含む。）
- b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役であった者を含む。）
- c 過去に当該会社の兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者であった者
- d 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- e 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者
- f 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。以下同じ。）
- g a から前 f までに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）
- h 当該会社の取引先又はその出身者（業務執行者又は過去10年内のいずれかの時において業務執行者であった者をいう。以下同じ。）
- i 当該会社の出身者が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の出身者
- j 当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、出身者又はそれに相当する者をいう。）

(7) その他本所が必要と認める事項

（上場契約）

第7条 本所が有価証券を上場する場合には、当該上場申請に係る有価証券（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の発行者は、本所所定の

上場契約書を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、当該有価証券の上場日にその効力を生ずるものとする。

3 本所は、当該有価証券の上場日にその銘柄等の所要事項を上場有価証券原簿に記載する。

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第9条の2の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

第3章 新株券等の上場および上場有価証券の変更 上場

（新株券等の上場申請手続）

第8条 上場会社が発行者である株券又は新株予約権証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場会社は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数

(2) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の募集又は売出しの条件に関する事項

(3) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の所有者別及び所有数別の分布状況

(4) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2 本所は、前項（その特例を含む。）の規定により上場申請のあった上場会社がアンビシャスに係る上場制度に基づき上場する株券又は新株予約権証券（以下「アンビシャス上場銘柄」という。）の発行者である場合は、当該上場申請はアンビシャスへ

12. 第7条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、種類、単元株式数を定める場合は当該単元株式数、アンビシャス上場銘柄である場合にはその旨及び上場年月日及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額

13. 第8条（新株券等の上場申請）第3項関係

の上場申請とみなす。

3 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の株券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の有価証券上場申請書を提出するものとする。この場合における上場申請の取扱いは本所が定める。

4 本所は、第1項の上場申請により、株券又は新株予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿に当該申請に係る銘柄について記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

(同一種類の新株券の上場)

第9条 前条の規定により上場申請のあった株券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類である場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 上場会社が有償株主割当てにより新たに発行する株券のうち本所が定めるものは、本所が定めるところにより発行日決済取引により上場する。

(2) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、本所が定める基準に適合するときは、その発行された時に上場株券に追加して上場する。

(3) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、前号の規定に

上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、本所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

14. 第9条(同一種類の新株券等の上場)関係

(1) 第1号に規定する「本所が定めるもの」とは、有償株主割当てにより新たに発行される株券であって、次のaからcまでに掲げる条件に適合しているものをいう。

a 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること(法第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)

b 株式数が1,000単位以上であること。

c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(2) 第2号に規定する「本所が定める基準」とは、次のaからcまでのいずれにも適合することをいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日(基準日)が到来するものについては、aに適合することを要しない。

a 株式数が2,000単位以上であること。

b 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

c 上場株券等と権利関係が同一となると見込まれること。

より上場されない場合には、その権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

- (4) 前3号に定めるところによるほか、上場会社が新たに発行する株券は、原則としてその発行された時に、上場株券に追加して上場する。

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。

(新株予約権証券の上場)

第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

- (1) 上場申請のあった新株予約権証券が本所が定める基準に適合するものであること。
- (2) 新株予約権証券の発行者である上場会社において次のa又はbのいずれかの手続きが実施されていること(当該上場会社が当該新株予約権証券に関して法第2条第6項第3号に規定する契約を締結している場合(以下「コミットメント型の場合」という。)を除く。)。
 - a 会員による増資の合理性に係る審査
 - b 株主総会決議などによる株主の意思確認
- (3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)。
 - a 最近2年間(「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。)において利益の額が正である事業年度がないこと。
 - b 上場申請日の直前事業年度又は直前四半期

14.の2 第9条の3(新株予約権証券の上場)関係

- (1) 第1項第1号に規定する本所が定める基準とは、次のaからeに定める基準のいずれにも適合していることとする。
 - a 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。
 - b 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等(会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は同条第8項の規定(同法第235条において準用する場合を含む。)に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。)後2か月以内に到来するものであること。
 - c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。
 - d 新株予約権証券の数が1,000単位以上であること。
 - e 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。
- (2) 上場会社は、第1項第2号に規定する手続きが実施されている場合には、次のa及びbに掲げ

会計期間の末日において債務超過であること。

(4) 公益又は投資者保護の観点から、その上場が
適当でないと思われらるものでないこと。

2 前項の規定により新株予約権証券が上場される
こととなる場合には、当該上場申請を行った者は、
本所が定める確約書を提出するものとする。

る場合の区分に従い、当該 a 又は b に定める書面
を提出するものとする。

a 第1項第2号 a に規定する手続きが実施さ
れている場合

会員が作成した本所所定の「増資の合理性に
係る審査結果を記載した書面」

b 第1項第2号 b に規定する手続きが実施さ
れている場合

本所所定の「株主の意思確認の結果について
記載した書面」

(3) 株券上場審査基準の取扱い2.(6) a から f ま
で及び h の規定は、第1項第3号 a に規定する利
益の額について準用する。

(4) 第1項第3号 b に規定する債務超過の取扱い
は、a 及び b に定めるところによる。

a 第1項第3号 b に規定する債務超過とは、連
結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較
情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規
則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式
及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府
令第63号）（以下「四半期財務諸表等規則」と
いう。）第4条の3、四半期連結財務諸表の用
語、様式及び作成方法に関する規則（平成19
年内閣府令第64号）（以下「四半期連結財務諸
表規則」という。）第5条の3、中間財務諸表
等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭
和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関
する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の
2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を
除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて
算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は
四半期連結財務諸表規則の規定により作成さ
れた連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照
表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規
則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規
則第60条第1項に規定する準備金等を加えて
得た額から、当該純資産の部に掲記される新株
予約権及び非支配株主持分を控除して得た額
をいう。以下この(4)において同じ。）が負であ
る場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成
すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半
期貸借対照表（比較情報を除く。以下この(4)
において同じ。）に基づいて算定される純資産
の額（財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規

則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいう。

b 第1項第3号bにおいて、純資産が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの純資産を審査対象とする。

(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 次の(a)から(e)までに該当しないこと(コミットメント型の場合を除く。)

(a) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、株券上場廃止基準第3条の4第1項の規定により監理銘柄に指定されている場合又は同条第2項の規定により整理銘柄に指定されている場合

(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合

イ 株券上場廃止基準第2条第1項第2号

a (a)又は(b)に定める期間内にある場合

ロ 株券上場廃止基準第2条第1項第2号

bに定める期間内にある場合

ハ 株券上場廃止基準第2条第1項第3号

に定める期間内にある場合(第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)

ニ 株券上場廃止基準第2条第1項第4号

- に定める期間内にある場合
- ホ 株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2に定める期間内にある場合(第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)
 - ヘ 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はbに定める期間内にある場合(第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)
 - ト 株券上場廃止基準第2条の2第1項第1号a(a)又は(b)に定める期間内にある場合
 - チ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第1号bに定める期間内にある場合の規定による場合を含む。)
 - リ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第2号に定める期間内にある場合
 - ヌ 株券上場廃止基準第3条の5の規定により特設注意市場銘柄に指定されている場合
- (c) 新株予約権証券が、第1項第2号bに規定する手続きを経て発行される場合において、次のイ又はロに掲げる場合その他の新株予約権証券の発行者である上場会社の主要株主である取締役又は支配株主による濫用的な意思確認手続きが行われたと認められるとき。
- イ 新株予約権証券の権利行使に伴い上場会社が調達する資金の用途に関して、特別の利益を有していると認められる主要株主である取締役又は支配株主を除く株主(意思表示を行った者に限る。)の過半数の同意を得られていないとき。
 - ロ 割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役又は支配株主を除く株主(意思表示を行った者に限る。)の過半数の同意を得られていないとき。
- (d) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、第1項第3号a又はbのいずれかに該当した場合と実質的に同視できると認められる場合
- (e) その他(a)から前(d)までに規定するものに準ずる状態と認められる場合

- b 新株予約権証券の権利行使の制限を行う場合においては、当該制限を行う必要性及び相当性が認められること。
 - c その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。
- (6) 新株予約権証券の上場期間は、行使期間の初日以後の日であって本所が定める日から、当該新株予約権の行使期間満了の前日の日であって本所が定める日までとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

- 第 10 条 第 8 条に規定する場合のほか、上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量若しくは種類を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ちその都度本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。
- 2 本所は、前項の規定により変更上場を行う場合には、その変更上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

15. 第 10 条 (上場有価証券の変更上場申請手続) 関係

- (1) 本所は、上場会社が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合で、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認したときには、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。
- (2) 本所は、株式若しくは新株予約権の転換又は新株予約権の行使により発行される株券を、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

第 4 章 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

- 第 11 条 上場有価証券の発行者は、別添「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報（以下「会社情報」という。）の適時開示等を行うものとする。

(第三者割当等により割当てられた募集株式の譲渡の報告等に関する取扱い)

- 第 11 条の 2 上場会社が行う第三者割当等により割当てられた募集株式の譲渡の報告等については、本所が定める規則によるものとする。

第 4 章の 2 企業行動規範等

(企業行動規範等)

- 第 11 条の 3 上場会社は、別添「企業行動規範に関する規則」及び「コーポレートガバナンス・コ

ード」に定めるところにより、適切な企業行動等を行うものとする。

第4章の3 上場市場の変更

(上場市場の変更)

第11条の4 上場有価証券のアンビシヤスからの上場市場の変更(アンビシヤス上場銘柄をアンビシヤスに係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券とすることをいう。以下同じ。)は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。

2 アンビシヤスからの上場市場の変更を申請する者(以下「上場市場変更申請者」という。)は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券について上場市場の変更申請を行うものとする

3 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場変更申請書」及び「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

4 前項に規定する「上場市場の変更申請書」には、上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」その他の本所が定める書類を添付するものとする。

5 本所は、上場市場の変更審査のため必要と認めるときには、上場市場変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場市場の変更審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場市場の変更審査料)

第11条の5 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。ただし、上場市場変更申請者が上場日の属する事業年度の末日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料を支払うことを要しない。

(上場市場の変更審査)

第11条の6 株券の上場市場の変更審査は、別添「株券上場審査基準」によるものとする。

16. 第11条の4(上場市場の変更)関係

(1) 第4項に規定する「上場市場の変更のための有価証券報告書」は、直前事業年度の有価証券報告書をもって代用することができるものとする。

(2) 第4項に規定する「本所が定める書類」とは第3条第2項第1号、第6号、2(4)b、2(4)cの2、2(4)jに掲げる書類及び本所が上場市場の変更審査のため適当と認める書類をいうものとする。

17. 第11条の5(上場市場の変更審査料)関係

(1) 第11条の5に規定する「本所が定める金額」は100万円とする。

(2) 上場市場の変更審査料は、消費税及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

- 2 前項の審査により上場市場の変更申請に係る株券の上場市場の変更が適当と認めた場合には、本所は、当該発行者が発行者であるすべての上場有価証券につき上場市場の変更を行う。
- 3 本所は、前項の規定により上場市場を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(吸収合併等の場合の上場市場の変更)

- 第 11 条の 7 前 3 条の規定にかかわらず、アンビシヤスの上場会社が上場会社(アンビシヤスの上場会社を除く。)の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該アンビシヤスの上場会社が実質的な存続会社でないとき本所が認めたときは、本所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、アンビシヤスから本則市場への上場市場の変更を行うものとする。
- 2 上場会社(アンビシヤスの上場会社を除く。)がアンビシヤスの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとき本所が認めたときは、本所が定める日(当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に本所が定める基準に適合しないとき)に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、本則市場からアンビシヤスへの上場市場の変更を行うものとする。
 - 3 会社が株券上場審査基準第 4 条第 2 項の適用を受けて上場した場合(新設合併、株式移転又は新設分割をする場合において、一の当事者が本則市場の上場会社であり、一の当事者がアンビシヤスの上場会社であって、かつ、本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないとき本所が認める場合に限る。)において、3年以内に本所が定める基準に適合しないときは、当該会社が発行者であるすべての上場有価証券について、本則市場からアンビシヤスへの上場市場の変更を行うものとする。
 - 4 前条第 3 項の規定は、前 3 項の場合に準用する。

18. 第 11 条の 7 (吸収合併等の場合の上場市場の変更) 関係

- (1) 第 1 項に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い 1. (9) a に定める行為をいう。この場合において、同 a 中「非上場会社」とあるのは「本則市場の上場会社」と読み替える。
- (2) 第 2 項に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い 1. (9) a に定める行為をいう。この場合において、同 a 中「非上場会社」とあるのは「アンビシヤスの上場会社」と読み替える。
- (3) 第 1 項及び第 2 項に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 9 号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。
- (4) 第 2 項又は第 3 項に規定する 3 年以内とは、上場会社がこれらの規定に掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して 3 年を経過する日(当該 3 年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該 3 年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日)までの期間(以下「猶予期間」という。)をいうものとする。
- (5) 第 2 項及び第 3 項に規定する本所が定めた基準とは、株券上場審査基準第 2 条第 1 項各号及び株券上場審査基準第 4 条第 1 項各号に準じた基準をいうものとする。
- (6) 上場会社が第 11 条の 8 第 1 項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して 8 日目(休業日を除外する。)の日とする。
- (7) 上場会社は第 11 条の 8 第 1 項に規定する審査を申請するときは、審査料として 100 万円を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(吸収合併等の場合の市場変更に係る審査の申請)

第 11 条の 8 本所は、前条第 2 項又は第 3 項に規定する本所が定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、前条第 2 項又は第 3 項にそれぞれ該当したものとみなす。

2 前項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事会員が作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。

3 本所は、第 1 項の審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

第 5 章 上場有価証券の上場廃止

(上場廃止申請)

第 12 条 上場有価証券の発行者が、その上場廃止を申請しようとするときは、本所所定の有価証券上場廃止申請書を提出するものとする。

(申請によらない上場廃止)

第 13 条 上場会社の申請によらない上場株券の上場廃止を行う場合には、別添「株券上場廃止基準」によるものとする。

2 上場会社は、株券上場廃止基準第 3 条の 2 第 1 項又は第 3 条の 3 第 1 項に規定する審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日に納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第 3 条の 2 第 1 項に規定する審査を申請する際に、再建計画(同基準第 2 条第 1 項第 7 号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。第 17 条において同じ。)の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。

4 本所は、第 2 項の審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

(8) 上場会社は、(7)に定める審査料については、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

19. 第 13 条(申請によらない上場廃止) 関係

第 2 項に規定する「本所が定める金額」は、株券上場廃止基準第 3 条の 2 第 1 項に規定する審査を行う場合にあっては 50 万円、同基準第 3 条の 3 第 1 項に規定する審査を行う場合にあっては 100 万円とし、消費税及び地方消費税を加算して納入するものとする。

(原簿まつ消)

第 14 条 本所が上場有価証券の上場を廃止するとき
は、その上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項
をまつ消する。

第 6 章 上場有価証券の売買の停止及び停止解除

(売買停止及び停止解除)

第 15 条 本所が上場有価証券の売買の停止又は停止
解除をしたときは、これを当該上場有価証券の発行
者に通知する。

第 7 章 上場手数料及び年賦課金等

(上場手数料及び年賦課金等)

第 16 条 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者
は、別表に定める上場手数料、年賦課金及び T D n
e t 利用料を納入するものとする。

2 前項に規定する上場手数料、年賦課金及び T D n
e t 利用料のほか、本所は、本所が定める上場管理
料を請求することができるものとする。

(再建中の会社に対する上場手数料等の免除)

第 17 条 前条の規定にかかわらず、上場会社が株券
上場廃止基準第 3 条の 2 第 1 項に規定する審査を
申請した場合で、第 13 条第 3 項に規定する「上場
手数料等の免除申請書」を提出した場合には、再建
計画の開示日以降 3 年間（再建計画の期間内に限
る。）に到来する納入期において、上場手数料、年
賦課金及び上場管理料を免除するものとする。

(法令に基づく電磁的記録の取扱い)

第 18 条 法令に基づき電磁的記録が作成されている
場合においては、原則として、新規上場申請者又は
本所の上場有価証券の発行者が本所の規則に基づ

20. 第 16 条（上場手数料及び年賦課金等）関係

(1) 第 16 条第 2 項に規定する本所が定める上場
管理料は、次の a から c に掲げる区分に従い、
a から c に定める金額とする。

a 上場有価証券の発行者が監理銘柄及び整理
銘柄に関する規則第 3 条第 1 号 a に規定する
監理銘柄（審査中）に指定された場合

100 万円

b 特設注意市場銘柄に指定された銘柄の発行
者が株券上場廃止基準第 3 条の 5 第 2 項の規
定に基づき内部管理体制確認書を提出した場
合

100 万円

c 上場有価証券の発行者が上場有価証券の発
行者の適時開示等に関する規則第 14 条の 2 に
規定する改善状況報告書を提出した場合

50 万円

(2) 第 2 項に規定する「上場管理料」は、本所が
指定する日までに納入するものとする。

上場規程 44

き行うべき書類等の提出（法令に基づき作成すべき書類等の写しの提出を含む。以下この条において同じ。）については、当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された内容を記載した書面の提出によりこれを行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき電磁的記録又は電磁的記録に記録された内容を記載した書面を提出した場合における本所の規則の適用については文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、法令に基づき作成された電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記録された事項と、それぞれみなすものとする。

（全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い）

第 19 条 第 9 条の 2 の規定の適用を受けて上場した株券に係る上場市場の変更及び上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

（有価証券の上場に関する必要事項の決定）

第 20 条 本所は、この規程に定める事項のほか、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

（テクニカル上場時の引継ぎ）

第 21 条 上場会社が株券上場審査基準第 4 条第 2 項各号（アンビシャスの上場会社にあつては、同第 6 条第 2 項各号をいう。）の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社（当該上場会社が発行者である上場株券等を含む。以下この条において同じ。）に対する本所が定める規定の適用については、当該上場会社を株券上場審査基準第 4 条第 2 項各号（アンビシャスの上場会社にあつては、同第 6 条第 2 項各号をいう。）の適用に伴い上場廃止となった会社（当該会社が発行者である株券等を含む。）と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないとする場合は、この限りでない。

21. 第 21 条（テクニカル上場時の引継ぎ）関係

第 21 条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 株券上場廃止基準第 3 条の 5、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 14 条から第 15 条まで及び第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第 4 条
- (2) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 9 号（第 2 条の 2 第 1 項第 3 号において読み替える場合を含む。）
- (3) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 9 号の 2（第 2 条の 2 第 1 項第 3 号において読み替える場合を含む。）

- (4) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (12) a から c ま
で
- (5) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号の 2
(第 2 条の 2 第 1 項第 3 号において読み替える
場合を含む。)

付 則

(施行期日)

第 1 条 この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

(自己株式に係る経過措置)

第 2 条 改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号。）附則第 2 条又は第 24 条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式に係る決議については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 商法等改正法による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第 212 条の 2 第 1 項又は商法等改正法の規定によりなお効力を有する株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成 9 年法律第 55 号。以下「旧消却特例法」という。）第 3 条第 1 項の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者は、旧商法第 212 条の 2 第 1 項又は旧消却特例法第 3 条第 1 項の規定により取得し、所有する自己株式の数及び上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において旧商法第 212 条の 2 第 1 項の規定による決議があった場合又は当該定時株主総会後に旧消却特例法第 3 条第 1 項の規定による取締役会の決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）を、有価証券上場規程に関する取扱い要領 1. の 2 (3) の規定に準じて有価証券上場申請書に記載するものとする。
- 3 改正後の 15. (1) の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号。）附則第 2 条又は第 24 条の規定によりなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則（平 14. 4. 1）抄

- 2 商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第 6 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 商法等改正法附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 341 条の 13 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約

付 則 (平 15.5.8) 抄

2 上場会社が、この規程の施行日前に再建計画（株券上場廃止基準第2条第7号に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。）を開示している場合には、改正後の第13条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出することにより、当該再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において、上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。ただし、当該提出日前に到来した納入期に係る上場手数料及び年賦課金については、免除しない。

付 則

この改正規定は、平成16年9月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者又はアンビシャスからの上場市場の変更若しくはアンビシャスへの上場市場の変更を申請する者から適用する。

権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。ただし、2.(2)dの2の改正規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第47号）の施行の日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査概要書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則 (平 15.5.8) 抄

2 改正後の2.(2)の規定の適用は、次に掲げる者がそれぞれ次に定める日以後に上場申請を行う場合に適用し、次に掲げる者がそれぞれ次に定める日前に上場申請を行う場合（第2号に掲げる者が同号に定める日前において、上場申請を行う場合であって、当該者が企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第28号）による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式により上場申請に係る公募又は売出しの有価証券届出書を作成することを予定しているときを除く。）については、なお従前の例による。

- (1) 平成15年4月1日において既に有価証券報告書を提出している新規上場申請者
企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式に基づく有価証券報告書を提出した日
- (2) 前号に掲げる者以外の新規上場申請者
平成16年7月1日

付 則

この改正規定は、平成16年9月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者又はアンビシャスからの上場市場の変更若しくはアンビシャスへの上場市場の変更を申請する者から適用する。

付 則 (平 16.10.1) 抄

- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号)による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合には、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 この改正規定施行の前日に上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第 6 条の 3 第 1 号に規定する宣誓書及び添付書類を平成 17 年 3 月 31 日までに(同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に)本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則 (平 17.9.30) 抄

- 2 平成 18 年 1 月 3 日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式分割により追加して発行される新株券については、改正後の 14. の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 5 月 31 日までに株券の上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第 6 条の 4 に規定する報告書を平成 18 年 5 月 31 日(同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が承認する日)までに本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 3 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の第 6 条の 4 に規定する報告書を平成 18 年 5 月 31 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書(そ

の内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(注)「本所が定める日」は、平成18年3月1日

付 則 (平18.5.1) 抄

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 施行日前に定時総会の招集の手続きが開始された場合又は取締役会の決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下同じ。)が行われた場合における当該定時総会又は取締役会(委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。)による改正前の第3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議、自己株式処分等決議及び自己株式消却決議は、それぞれ改正後の同号に規定する自己株式取得決議、自己株式処分等決議及び自己株式消却決議とみなし、施行日前に株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書が作成された場合における当該契約書に基づく自己株式の移転に係る改正前の第3条第2項第6号に規定する自己株式処分等決議は、改正後の同号に規定する自己株式処分等決議とみなす。
- 4 改正後の第3条第7項第1号及び第2号の規定にかかわらず、施行日前に終了する事業年度に係る財務諸表、連結会計年度に係る連結財務諸表、中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、なお従前の例による。
- 5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

付 則 (平18.12.22) 抄

- 2 改正後の第3条及び第11条の3の規定は、改正規定施行の日以後申請を行う者から適用する。

付 則 (平18.5.1) 抄

- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成18年11月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者及び上場市場の変更を行う上場市場変更申請者から適用する。

付 則 (平18.12.22) 抄

- 2 改正後の19.の規定は、施行日以後株券上場廃止基準第3条の3第1項に規定する審査を申請する上場会社から適用する。

付 則 (平 20.4.1) 抄

- 2 改正後の第3条第6項、同条第7項、同条第8項及び第6条の4第2号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第5項第5号iの規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 改正後の第3条第2項第8号の3、同条第3項各号の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則 (平 20.6.1) 抄

- 2 改正後の第21条の規定は、この改正規定施行の日以後に株券上場審査基準第4条第2項各号（アンビシャスの上場会社にあつては、同第6条第2項各号をいう。）の適用を受けて上場した会社（当該会社が発行者である株券等を含む。）から適用する。

付 則 (平 20.4.1) 抄

- 2 改正後の2.(4)a、2.(4)d、9.(1)cの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

付 則 (平 20.6.1) 抄

- 2 改正後の11.の4の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後の株券等の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券等の新規上場を申請する者は、改正後の11.の4(1)から(5)までに掲げる事項を記載した第6条の5に規定する報告書を、平成20年8月31日までに（同日までに本所が新規上場を承認していない場合にあつては、本所が新規上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間は、改正前の11.の4(1)から(5)までに掲げる事項を記載した第6条の5に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 施行日において現に上場されている株券等の発行者は、改正後の11.の4(1)から(5)までに掲げる事項を記載した第6条の5に規定する報告書を、平成20年8月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則 (平 21.11.9) 抄

- 2 施行日において現に上場されている株券の発行者のうち支配株主を有する者は、改正後の有価証券上場規程に関する取扱い要領11.の4に掲げる事項を記載した第6条の5に規定する報告書を、平成21年12月31日までに本所に提出するものとする。

この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則（平 22.3.4）抄

- 2 改正後の 11. の 4(2)（次項及び第 5 項において同じ。）の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の 11. の 4（(5)を除く。）に掲げる事項を記載した規程第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 22 年 3 月 31 日までに（同日までに本所が新規上場を承認していない場合にあつては、本所が新規上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間に、改正前の 11. の 4 に掲げる事項を記載した規程第 6 条の 5 に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の 11. の 4（(5)を除く。）に掲げる事項を記載した規程第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 22 年 4 月 30 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の 11. の 4(5)（次項及び第 8 項において同じ。）の規定は、施行日以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 7 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の 11. の 4 に掲げる事項を記載した規程第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく（当該定時株主総会の日までに本所が新規上場を承認していない場合にあつては、本所が新規上場を承認する日に）本所に提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 8 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の 11. の 4 に掲げる事項を規程第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意する。

付 則（平 22. 6. 30）抄

- 2 この改正規定施行の日の前日までに改正前の第 6 条の 4 の規定に基づき本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、改正後の本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

付 則（平 24. 5. 10）抄

- 2 改正後の 11. の 4 (5) の規定は、この改正規定施行の日以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 上場会社は、改正後の 11. の 4 (5) に掲げる事項を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成 24 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとする。

付 則（平 24. 6. 1）抄

- 2 改正後の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則（平 26. 7. 1）抄

- 2 改正後の第 3 条第 2 項第 8 号の 2 の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる新規上場申請を除く。）を行う者から適用する。

付 則（平 27. 11. 28）抄

- 2 前項にかかわらず、改正後の 14. の 2 (6) の規定は、会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）の施行の日以後に上場申請を行う者から適用することとし、当該施行の日より前の日に上場申請を行う者についての新株予約権証券の上場期

間の取扱いは、なお従前の例による。

付 則（平 27.4.1）抄

- 2 この改正規則施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」とする。

付 則（平 27.6.1）抄

- 2 改正後の 11. の 4（2）の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。ただし、新規上場日が施行日以後最初に到来する定時株主総会の日から起算して 6 か月を経過する日の前日までの日である場合は、なお従前の例による。

有価証券上場規程取扱い要領別添 1
新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2. (1) d 及び同(4) g に規定する「重要な影響」については、I に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（II に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

I 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下この別添 1 において「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で 50% 以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

II 合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表（合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とする。）における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1 合併に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{合併主体会社以外の合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社）の総資産額}}{\text{合併主体会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者）の総資産額}} \times 100(\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

2 分割に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{分割の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額}}{\text{分割前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100(\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

3 営業の譲受け又は譲渡に係る影響度

(1) 純資産額の影響度

$$\frac{\text{事業の譲受け又は譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額}}{\text{事業の譲受け又は譲渡前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100(\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

4 子会社化又は非子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{子会社となった会社又は子会社でなくなった会社の総資産額}}{\text{子会社化又は非子会社化前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100(\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

5 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化と事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化が行われた場合の合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{合併主体会社以外の合併当時会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当時会社）の総資産額、分割により承継する部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲受けの対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社となった会社の総資産額}}{\text{合併主体会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者）又は新規上場申請者の総資産額} - \text{分割により承継させる部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社でなくなった会社の総資産額}} \times 100(\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

(注) 事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化に係る影響度は、3.又は前4.の算式により計算する。

6 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化が複数行われた場合の影響度及び事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化が複数行われた場合の影響度は、合併等の対象会社の総資産額、純資産の額、売上高又は利益の額について、各項目ごとにそれぞれ合算した額をもって計算するものとする。

有価証券上場規程取扱い要領別添2
被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準

本所は、新規上場申請者が本所に提出する7.の2(1)に規定する書類（以下「被合併会社等の財務諸表等」をいう。）に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が被合併会社等の財務諸表等について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、新規上場申請者及び対象となる会社（以下「被合併会社等」という。）との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が実施するものとする。

2. 対象となる被合併会社等の財務諸表等の範囲

意見表明等の対象となる財務諸表等は、合併等の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除く。）とする。

3. 目的

公認会計士等は、対象となる財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成され、財務諸表等規則、連結財務諸表規則又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に従って開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4. 意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。

- (1) 被合併会社等の業務及び当該被合併会社が属している業界の状況についての質問
- (2) 被合併会社等が採用している会計処理の原則及び手続の内容とこれらの変更の有無についての質問
- (3) 会計取引を記録し、これを分類、集計する方法についての質問
- (4) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間の矛盾又は異常な変動の有無を検討し、財務諸表等の合理性を確かめる分析的手続
- (5) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
- (6) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問

5. 報告書の記載事項

公認会計士等は、被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明のための報告書（以下「報告書」という。）に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象とした被合併会社等の財務諸表等の範囲
- (2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨
- (3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨
- (4) 意見表明手続が財務諸表等に対して付与する保証が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的なものである旨

- (5) 報告書が、被合併会社等の財務諸表等に対して、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨
- (6) 意見表明手続を実施した結果、被合併会社等の財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと認められる重要な事項が発見されたかどうかに関する結論（重要な手続が実施されなかったことにより、結論の表明を行うことができない場合にあっては、結論の表明を控える旨及びその理由）
- (7) 被合併会社等と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例

(制定)12. 9.30

(変更)15. 1. 1 18. 5. 1 21. 1. 5 24. 4. 1 24. 6. 1

この特例は、新規上場申請者が、平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を受ける場合等について、有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例を規定する。

1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例

(1) 有価証券上場規程第3条（新規上場申請手続）第2項関係

新規上場審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者は、有価証券上場規程第3条第2項第9号に規定する「本所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。

(2) 株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係

退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異（費用の減額処理が行われるべきものを除く。）が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)bに規定する四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同c及びdに規定する四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前四半期会計期間以前において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)aに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同bに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算する（株券上場審査基準の取扱い2.(5)jにより読み替えて準用する場合にあっては、同2.(5)bに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同2.(5)c及び2.(5)dに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前事業年度以前において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算する。）ことができるものとする。

2. 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例（株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係）

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.(6)aに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同bに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

付 則

1 この特例は、平成12年9月30日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用す

る。

2 この特例は、平成32年6月末日限り、その効力を失う。

有価証券上場規程別表

(実施) 3. 4. 1
 (変更) 7. 6. 1 8. 4. 1 9. 4. 1 9. 8. 1
 11. 3. 1 12. 4. 7 13. 4. 1 13.10. 1
 15. 5. 8 18. 5. 1 18.11. 1 20. 9.30
 22. 6.30 22. 7.30 24. 6. 1 30. 3.31
 30. 4. 2

第1 株 券

1 上場手数料

区分	納入期	徴 収 標 準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場(アンビシャスへの上場を除く。)	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] 300 万円 [定 率] 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、500万円を上限とする。 (1) 上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の 万分の2 (2) 上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の 万分の1
新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] 150 万円 [定 率] 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、500万円を上限とする。 (1) 上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の 万分の2 (2) 上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の 万分の1

有価証券上場規程別表取扱い要領

(変更)49. 8.26 51. 9.27 51.11.20 57.10. 1
 59.12. 3 61. 3. 5 61.11. 1 3. 4. 1
 4. 7. 1 5. 4. 1 6. 3.17 7. 6. 1
 8. 1. 1 9. 4. 1 9. 6. 1 9. 8. 1
 10.12. 1 11. 3. 1 11. 8. 1 11.11.10
 12. 4. 7 13. 4. 1 13.10. 1 14. 4. 1
 18. 5. 1 18.11. 1 19. 9.30 20. 9.30
 21.12. 1 22. 7.30 23. 5.25 23.10. 1
 25. 9.13 30. 3.31 30. 4. 2

第1 株 券

(1) 上場手数料関係

- a 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- b 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内に再上場される場合(上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。)又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、上場廃止された株券の発行者が上場廃止前に納付した上場手数料の額を限度として、当該株券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において、「上場廃止前に納付した上場手数料の額」は、再上場又は追加上場に係る上場手数料の納入期に現に効力を有する「徴収標準」により計算される金額をいうものとする。
- c 新規上場申請者の上場申請した株券の上場をする場合において、次の(a)又は(b)に該当する場合には、別表に定める上場手数料の額にかかわらず50万円とする。
 - (a) 新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所に上場されている場合。
 - (b) 新規上場申請者の上場申請した株券が、本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合。
- d 前cの規定にかかわらず、新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所に3年以上上場している場合で、有価証券上場

<p>上場会社が新たに発行する株券の上場</p>	<p>上場日の属する月の翌月末日まで</p>	<p>1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数（有価証券上場規程第9条第1項の適用を受けて上場する株券（株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。）を除く。）を乗じて得た金額の 万分の6.0</p>
--------------------------	------------------------	---

規程第2条第1項の規定に基づく申請をする者が北海道関連企業（北海道に本社又は事業所等を有する企業をいう。）である場合は、別表に定める上場手数料を納入することを要しないものとする。

e 上場契約未締結の上場会社が上場契約を締結した場合は、別表に定める上場手数料の2分の1を上場手数料とする。ただし、本所の承認を得たものについては、この限りでない。

f 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていない株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 上場に際して自己株式として取得される場合

上場に際して取得した自己株式の処分（会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。）を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用するものとする。この場合における納入期は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。

(b) 前(a)以外の場合

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）」の〔定率〕(2)を準用するものとする。

fの2 上場会社が株式を対価とする公開買付けに際して発行する新株式の上場手数料は、当該公開買付けの決済の開始日における最終価格（当該決済の開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該決済の開始日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格）を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

なお、本所と国内の他の金融商品取引所に上場している場合は、当該他の金融商品取引所の最終価格を用いることができる。

- g 上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は500万円とする。
- h 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。
- i 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、当該株式の発行価格に基づく1株当たり発行価格（当該株式が会社法第199条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額）を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い発行された新株を上場するときは、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額）の1株当たりの金額に相当する額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。
- j 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換、新株予約権の行使等により上場会社が新たに発行した株券又は取得条項付新株予約権の取得に伴い発行された新株を上場する場合の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
- k 有価証券上場規程第12条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項の各号又は第2条の2第1項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、bの規定に該当し、上場手数料を控除することとした会社の上場廃止の日前に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。

2 上場市場の変更に係る上場手数料

上場市場の変更を申請した株券の上場手数料は、1
上場手数料の規定（同規定中「新規上場申請者の上場
申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）
」とあるのは「アンビシャスからの上場市場の変
更」と、「上場日の属する月の翌日末日まで」とある
のは「上場市場の変更日の属する月の翌月末日まで」
と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請
日」と読み替える。）により算定される金額から、変
更上場申請者が既に納入した上場手数料の金額の合
計額を控除した額とする。

年 賦 課 金

区 分	納入期	徴 収 標 準
年賦課金	2月末日	<p style="text-align: right;">60万円</p> <p>（アンビシャスの上場会社 （株券上場審査基準第4条 第2項又は第6条第2項の 規定の適用を受けてアンビ シャスの上場会社となつた ものを除く。）に係る上場後 3年を経過する日の属する 年の末日以前に到来する納 付期日に係る年賦課金につ いては、半額とする。）</p>
	8月末日	

T D n e t 利用料

新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、T D n
e t 利用料として本所が定める金額を納入するもの
とする。

(2) 年賦課金関係

- a 年賦課金は、年2回に分けて、有価証券上場規
程別表に定める期日におのおの半額を納入する
ものとする。
- b 新規上場申請者に係る年賦課金は、前aの規定
にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1
月1日から6月末日までの間に上場された場合
にはその半額を、7月1日から12月末日まで
の間に上場された場合にはその全額を免除する。
- c 有価証券上場規程第12条の規定による場合の
上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1
項の各号又は第2条の2第1項の各号のいづれ
かに該当することとなった日以降に到来する納
入期に納入する年賦課金については、これを免除
することができる。ただし、前(1)上場手数料関
係bに該当し、上場手数料を控除することとした
会社の年賦課金は、免除しないものとする。
- d 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内
かつ翌年に再上場される場合（上場廃止された株
券が合併などの事由により株券として再上場さ
れるとみなされる場合を含む。）の年賦課金につ
いては、bの規定を適用しないものとする。

(3) T D n e t 利用料関係

- a T D n e t 利用料の対象となる上場会社は、本
所の単独上場会社（本所のみを上場している会社
をいう。以下同じ。）及び東京証券取引所、名古

屋証券取引所、福岡証券取引所以外の金融商品取引所との重複上場会社とする。

- b TDnet 利用料として本所が定める金額は年額 12 万円とし、その計算期間は4月1日から翌年3月31日までとする。
- c TDnet 利用料は、年2回に分けて 10 月末日と翌年4月末日までにおのおの半額を納入するものとする。
- d bの規定にかかわらず、TDnet 利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。
 - (a) 新規上場申請者に係るTDnet 利用料は、新規上場した日を含む月からその対象とする。
 - (b) 上場廃止が決定した上場会社に係るTDnet 利用料は上場廃止をする日を含む月までをその対象とする。
 - (c) 東京証券取引所又は名古屋証券取引所、福岡証券取引所と重複上場することとなった上場会社に係るTDnet 利用料は重複上場する日を含む月までその対象とする。

第2 新株予約権証券

上 場 手 数 料

区 分	納入期	徴 収 標 準
上場会社が発行する新株予約権証券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が (1) 50 億円以下の場合 5 万円 ただし、第1株券「上場会社が新たに発行する株券の上場」の場合の上場手数料の計算により得た金額の半額が5万円未満の場合は、その金額 (2) 50 億円を超える場合 10 万円

--	--	--

第3 債券その他の有価証券

別にこれを定める。

第4 上場手数料、年賦課金及びT D n e t利用料につ

いては、消費税及び地方消費税を加算して納入するものとする。

付 則 (平 13.10. 1) 抄

- 2 改正後の第1 (1) a、b及びeからiまで並びに改正前の第1 (1) b及びcの規定は、当分の間、有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第3条の規定に基づく上場手数料について準用する(ただし、同条第1項第2号又は第2項の規定に基づく上場手数料については、改正前の第1 (1) b及びcの規定を適用しない)。この場合において、この改正規定施行の日以後に単元株式数の変更を行っている場合には、改正前の第1 (1) b及びc中「1単位の株式の数」とあるのは「単元株式数」と読み替えるものとする。
- 3 改正後の第1 (2)の規定は有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第4条の規定に基づく年賦課金について準用し、改正前の第1 (2) c及びdの規定は、同条第1号に規定する上場会社にあつてはこの改正規定施行の日の前日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更について、同条第2号に規定する上場会社にあつては上場日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更若しくは単元株式数の変更について、それぞれ準用する。この場合において、この改正規定施行の日以後に単元株式数の変更を行っている場合には、改正前の第1 (2) d中「1単位の株式の数」とあるのは「単元株式数」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第6条第1項の規定によりなお従前の例による

とされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。

- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則 (平 18.11. 1) 抄

- 2 改正後の第1 1 上場手数料の規定は、平成 18 年 11 月 1 日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 改正後の第1 TDnet 利用料の規定については、平成 19 年 4 月末日 (計算期間平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで) の納入分から適用する。

付 則 (平 18.11. 1) 抄

- 2 改正後のTDnet 利用料の規定については、平成 19 年 4 月末日 (計算期間平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで) 納入分から適用する。

付 則 (平 20. 9.30) 抄

- 2 改正後の第1 (3)の規定にかかわらず、平成 20 年 10 月末日を納入期限とするTDnet 利用料は、以下の各号に定める金額の合計額とする。
 - (1) 平成 20 年 4 月から 6 月までの期間に対応する改正前のTDnet 利用料
 - (2) 平成 20 年 7 月から 9 月までの期間に対応する改正後のTDnet 利用料

付 則 (平 22. 7.30) 抄

- 2 前項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所と重複上場している会社 (以下「重複上場会社」という。) が新たに発行する株券の上場手数料の徴収標準率は、当分の間、万分の 1.0 とする。
- 3 改正規定施行の日前に新たに株券の発行を決議した上場会社の上場手数料の徴収標準率は、万分の 2.0 とする。
- 4 有価証券上場規程別表取扱い要領 第1(1)iに係る上場手数料については、平成 22 年 8 月末日納入分の徴収標準率及び 1 月 1 日を基準として重複上場会

社の徴収標準率は、万分の2.0とする。

- 5 改正後の年賦課金の規定は、平成22年8月末日納入分から適用することとし、年賦課金の半額を納入するものとする。

ただし、平成22年2月末日納入分は、改正前の規定を適用する。

- 6 改正規定施行の日前に、アンビシャスに上場している会社については、平成25年12月の末日以前に到来する納入期日に係る年賦課金は、第1年賦課金の規定に定める額の半額とする。

ただし、平成22年8月末日納入分は第1年賦課金の規定に定める額の4分の1の額とする。

- 7 本所のみを上場している会社が、国内の他の金融商品取引所に上場することとなった場合は、当分の間、上場日の翌年から原則として年賦課金の3分の1の額を納入するものとする。

- 8 改正後の第1株券年賦課金の規定にかかわらず、重複上場会社の賦課金については、当分の間、原則として次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 平成21年12月31日において本所に株券が上場されている上場会社

平成22年2月末日に納入した年賦課金の2倍の額

- (2) 平成22年1月1日以後に本所に株券が新規上場された上場会社

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）のうち

- a 1万単位以下の株式数につき 6万円
- b 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき
2,000単位以下を増すごとに 4千円
- c 4万単位を超え12万単位株以下の株式数につき
4,000単位以下を増すごとに 4千円
- d 12万単位株を超え20万単位以下の株式数につき
1万単位以下を増すごとに 3千円
- e 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき
10万単位を増すごとに 2千円

f 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき

20万単位以下を増すごとに 2千円

g 200万単位を超える株式数につき

40万単位以下を増すごとに 2千円

「投資単位調整後上場株式数」

$$= \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50 \text{ 万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の本所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の本所の最終価格を用いて計算する。

付 則 (平 30.4.2) 抄

- 2 改正後の第1 1 上場手数料関係の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 改正後の平成22年7月30日改正付則第2項の規定は、施行日以後に到来する日を納入期とする上場手数料から適用する。

付 則 (平 30.4.2) 抄

- 2 改正後の第1 (1) 上場手数料関係 c の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 改正後の第1 (1) 上場手数料関係 g の規定は、施行日以後に行われた公募及び第三者割当等に際して発行した新株式に係る上場手数料から適用する。

【参考】

年 賦 課 金 早 見 表 (株 券)

[1単元の株式の数が1,000株の場合]

上場株式数区分	年賦課金	同半期分	上場株式数区分	年賦課金	同半期分
10百万株以下	60千円	30千円	百万株超 百万株以下	千円	千円
百万株超 百万株以下			150～ 160	212	106
10～ 12	64	32	160～ 170	215	107.5
12～ 14	68	34	170～ 180	218	109
14～ 16	72	36	180～ 190	221	110.5
16～ 18	76	38	190～ 200	224	112
18～ 20	80	40	200～ 300	226	113
20～ 22	84	42	300～ 400	228	114
22～ 24	88	44	400～ 500	230	115
24～ 26	92	46	500～ 600	232	116
26～ 28	96	48	600～ 700	234	117
28～ 30	100	50	700～ 800	236	118
30～ 32	104	52	800～ 900	238	119
32～ 34	108	54	900～ 1,000	240	120
34～ 36	112	56	1,000～ 1,200	242	121
36～ 38	116	58	1,200～ 1,400	244	122
38～ 40	120	60	1,400～ 1,600	246	123
40～ 44	124	62	1,600～ 1,800	248	124
44～ 48	128	64	1,800～ 2,000	250	125
48～ 52	132	66	2,000～ 2,400	252	126
52～ 56	136	68	2,400～ 2,800	254	127
56～ 60	140	70	2,800～ 3,200	256	128
60～ 64	144	72	3,200～ 3,600	258	129
64～ 68	148	74	3,600～ 4,000	260	130
68～ 72	152	76	4,000～ 4,400	262	131
72～ 76	156	78	4,400～ 4,800	264	132
76～ 80	160	80	4,800～ 5,200	266	133
80～ 84	164	82	5,200～ 5,600	268	134
84～ 88	168	84	5,600～ 6,000	270	135
88～ 92	172	86	6,000～ 6,400	272	136
92～ 96	176	88	6,400～ 6,800	274	137
96～100	180	90	6,800～ 7,200	276	138
100～104	184	92	7,200～ 7,600	278	139
104～108	188	94	7,600～ 8,000	280	140
108～112	192	96	8,000～ 8,400	282	141
112～116	196	98	8,400～ 8,800	284	142
116～120	200	100	8,800～ 9,200	286	143
120～130	203	101.5	9,200～ 9,600	288	144
130～140	206	103	9,600～ 10,000	290	145
140～150	209	104			

※1単元の株式に数が1,000株以外の場合には、次の算式により、各上場株式数区分欄の株式を読み替える。(単元株制度を採用しない場合は、1株を「1単元の株式の数」とみなす。)

$$\text{「読替え後の上場株式数」} = \text{「上場株式数」} \times \frac{1,000}{\text{「1単元の株式数」}}$$